



2023年2月27日

報道担当者各位

交通遺児高校奨学生の一部給付を開始する

公益財団法人 交通遺児育英会（会長 菅谷定彦）は令和5年度より、交通遺児の高校奨学生および専修学校高等課程等の奨学生に対して奨学金の一部給付を開始致します。

1.趣旨

令和2年度より、大学・短大・高専4・5学年、専修学校専門課程および大学院に在籍する交通遺児育英会の奨学生に対して、月額一律2万円の奨学金給付を開始しましたが、高校奨学生についても保護者からの強い要望(*1)や社会背景を鑑みて令和5年度より奨学金の一部給付を開始します。

2.実施内容

《対象》

高等学校、高専1・2・3学年、専修学校高等課程(同等の各種学校を含む)に在籍する当会の奨学生

《給付額》

月額1万円(例:現在3万円の奨学金を貸与されている場合3万円のうち1万円が給付となる)

《給付開始時期》

令和5年(2023年)4月。

令和5年4月時点での対象の奨学生全員(継続者である2年生や3年生)およびその後の採用者を対象とする。

3.初年度給付見込み額

1万円×12か月×180人=2,160万円

4.奨学生への給付の現状とこれまでの実績

- ・大学・短大・高専4・5学年、専修学校専門課程および大学院に在籍する当会の学生に対して奨学金の一部、2万円を令和2年(2021年)4月から給付開始。
- ・自宅外通学者への家賃補助、上級学校進学受験費用補助、自動車運転免許取得費用補助
- ・新型コロナ対応給付金5回 合計60万円/1人(令和2年6月より)

※参考資料

*1: 交通遺児家庭の生活実態調査報告書 (令和3年3月発行)

〈本件に関するお問い合わせ先〉

広報課 相田・日野 Tel:03-3556-1789

E-mail:kohoka@kotsuiji.com

<https://www.kotsuiji.com/>